

商工会だより

発行者：西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 kuniga_nishi@shoko-shimane.or.jp 令和3年7月発行

浦郷納涼花火大会

浦郷納涼花火大会実行委員会からお知らせ致します。7月24日土曜日午後8時頃から、浦郷納涼花火大会を浦郷湾上空（浮棧橋から発射）において開催致します。今年は大小合わせ1,500発以上の花火が浦郷湾の夏の夜空に打ち上げられる予定です。ご来場の皆様は新型コロナウイルス感染症対策を実施したうえ、なるべく密集しないよう間隔を取りご覧頂くようお願い致します。又、当日お車でお越しの方は乗り合わせてお越し下さいます様、重ねてお願い申し上げます。
(※7月24日が荒天の場合は翌25日に順延します)



【島根県からのお知らせ】

飲食店等事業継続特別給付金について

島根県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した飲食店事業者の事業継続を図ることを目的とした給付金を支給します。

受付窓口は今月中に決定されますが、詳細が分かり次第、対象者には商工会からお知らせします。

1. 対象者（対象店舗）

「飲食店営業」・「喫茶店営業」の許可店舗

2. 給付要件

直近の決算期の飲食営業を含む全ての売上高が前期、又は前々期の売上高と比較して減少し、且つ飲食の営業に係る売上高が次に該当する事業者

- ①年間の売上高が30%以上減少した事業者
- ②令和2年12月から令和3年3月までの売上高の合計が前期、又は前々期の同期間と比較し、売上高の合計が50%以上減少している事業者

3. 給付額（1事業者当たりの上限200万円）

≪1店舗当たりの年間売上高≫ ≪給付額≫

- ① 1,500万円未満 50万円
- ② 1,500万円～2,000万円 65万円
- ③ 2,000万円～2,500万円 80万円

※以降売上金額により最大120万円まで

4. 申請期間 今月下旬～3年10月末まで

新型コロナウイルス感染症対応資金

令和3年4月に創設したセーフティーネット資金について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、新規借入れに係る負担を軽減することで、中小企業の資金繰りを支援します。

（内容）①保証料率の引き下げ

0.4～0.71% → 一律0.3%

②融資枠の拡大

100億円 → 200億円

③取扱期間 7月～10月末までの保証申込

※借入（借換）を希望する事業者の方は商工会（6-1021）までお問い合わせください。

月次支援金について(お知らせ)

月次支援金とは、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受け、売上が減少した事業者に対する制度です。

西ノ島町の場合は、観光客数などの減少により売上が減少した、主に観光関連事業者等が対象になると思われますが、この手続きは一時支援金と同様、Web上での申請手続き（メールアドレスが必要）となります。

～申請の流れ～

事業者自らが申請者となり月次支援金事務局に申し込み、アカウントを発行してもらいます。

次に商工会が申請者の用意した申請書類等を確認し、申請者自らが申請手続きを行います。

1. 給付要件

緊急事態宣言等に影響を受け、今年の4月から6月の売上金額が、昨年又は一昨年の同月比較で50%以上、減少している事業者（事業所）

2. 対象月

上記、50%以上減少した月（単月計算）

3. 給付額

- ・中小法人等 上限 1か月あたり20万円
- ・個人事業者 上限 1か月あたり10万円

4. 申請に必要な書類

- ①本人確認書類（免許証等、法人は法人番号）
- ②昨年、一昨年の確定申告書類の控え（收受印有）
- ③減収月の事業収入額を示した今年の帳簿等
- ④給付金振り込み先の通帳写し
- ⑤その他必要書類

詳しくは商工会（6-1021）までお問い合わせ下さい。

ジョイメイトしまねが、社員の皆様の福利厚生をサポートします！

2,106事業所・29,581人の会員をサポート（R3.5.1現在）

まずはお電話ください！（一財）島根県東部勤労者共済会
690-0886 松江市母衣町55-4
松江商工会議所ビル2階 ☎0852-28-6555